

「山口県立自然公園条例の一部改正」(概要)

1 改正の趣旨

改正自然公園法(令和4年4月1日施行)と整合性を図り、国立・国定公園と同様に、県立自然公園の「保護と利用の好循環」を図る。

2 改正の概要

改正自然公園法に準じた改正

(1) 利用促進に繋がる規制緩和

- 地域主体の「利用拠点整備」と「自然体験活動」を促進するための協議会の設置等に関する規定を追加
- 協議会が行う公園事業上の手続きの簡素化(許認可不要)

(2) 豊かな自然環境の確保に向けた規制強化

- 規制する行為の追加
 - ・指定した未舗装歩道での車両(MTBなど)の使用規制
 - ・野生鳥獣への餌付けや接近の規制
- 罰則の引上げ・対象の拡大

(3) その他

- 公園計画の必須・任意記載事項の追加
- 公園事業の軽微な事項に関する審議会への意見聴取の省略
- 公園事業の承継対象範囲の拡大
- 身分証明書の提示義務化
- 公園管理団体の業務見直し
- 利用増進のための情報提供

3 施行期日

令和6年6月1日